

県税窓口収納金等警備輸送業務仕様書

1 委託業務の名称

県税窓口収納金等警備輸送業務（以下「本業務」という。）

2 業務の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 委託業務の内容

下表に記載する委託者鳥取県（以下「甲」という。）の各県税事務所と山陰合同銀行支店間における現金、有価証券及び文書等（以下「現金等」という。）の警備輸送（以下「警送」という。）に係る業務。

地区	県税事務所（所在地）	山陰合同銀行支店（所在地）
東部	東部県税事務所 （鳥取市立川町6丁目176）	山陰合同銀行鳥取県庁支店 （鳥取市東町1丁目220）
中部	中部県税事務所 （倉吉市東巖城町2）	山陰合同銀行倉吉支店 （倉吉市昭和町1丁目59）
西部	西部県税事務所 （米子市加茂町1丁目1 米子市 役所本庁舎2階）	山陰合同銀行米子支店 （米子市加茂町2丁目104）

（1）業務の内容

ア 甲の各県税事務所において、受託者（以下「乙」という。）は、甲から現金等が入った警送かばんを受け取ること。

イ 乙は、アで受け取った警送かばんを対応する山陰合同銀行（以下「丙」という。）の各支店に警送し、丙に引き渡すこと。

ウ 乙は、イの引渡しの際に、丙の支店において領収証書等が入った警送かばんを丙から受け取ること。

エ 乙は、ウで受け取った警送かばんを甲の県税事務所に警送し、甲に引き渡すこと。

（2）甲及び丙における現金等の管理

甲又は丙が乙に預託する現金等は、甲が提供する施錠可能な警送かばんに収納し、甲又は丙が施錠するものとする。

（3）甲乙間及び乙丙間の警送かばんの授受

甲と乙が警送かばんを授受するときは、甲の立会いのもとに、乙と丙が警送かばんを授受するときは、丙の立会いのもとに、乙が警送かばんの施錠並びに外装異常の有無を点検したうえで、甲、乙又は丙は、警送かばんの授受を明確にするための措置を

とるものとする。

4 輸送車両の仕様及び業務に従事する者

(1) 輸送車両の仕様

乙は、業務の遂行に当たり、貴重品運搬警備業務用車両として必要な構造及び装備を備えた車両を使用しなければならない。

(2) 業務に従事する者

運転員及び補助員（以下「運転員等」という。）の2人とする。ただし、運転員等のいずれか1人は、貴重品運搬業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員とすること。

5 運行日等

(1) 鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する休日を除き、毎日運行するものとする。

ただし、甲が、運行の中止を警送前日の午後5時までに乙に通知した場合は運行を中止するものとする。

(2) 乙は、3（1）に掲げるそれぞれの業務を次に定める時間を実施するものとする。

ア 3（1）アに掲げる乙の警送かばんの受取り 午前11時から正午まで

イ 3（1）イ及びウに掲げる乙丙間の警送かばんの授受 午後2時まで

ウ 3（1）エに掲げる甲への警送かばんの引渡し 午後3時まで

(3) （2）に定める時間までに警送かばんの授受ができない場合は、乙は、（2）に定める時間が経過するまでに甲の県税事務所に連絡し、その指示を仰ぐものとする。

(4) 甲は、災害又は自然災害等により運行が不可能と判断した場合は、速やかに乙に通知するものとする。

6 契約時の提出書類

乙は、契約後速やかに運転員等の名簿、輸送車両名簿（登録番号、車種名等）、自動車保険並びに盗難等に対する賠償責任保険の加入状況及び運転員等の名簿に記載された従事員が乙の従業員であることを証明する書類（本人の写真が貼付された社員証等）を作成し、甲に提出するものとする。

なお、運転員等及び輸送車両に変更があるときは、速やかに、甲に通知しなければならない。

7 完了報告及び検査

乙は、毎月の本業務が完了したときは、当該月の本業務の終了の日から10日以内に完了報告書を甲に提出し、甲の検査を受けること。

8 委託料の支払

- (1) 乙は、7の検査合格後に、甲に毎月の委託料を請求する。
- (2) 甲は、(1)の正当な請求書を受領した日から30日以内に請求に係る委託料を乙に支払う。

9 業務実施の確認

- (1) 甲は、乙が実施した本業務で、仕様書に適合していないと認めるときは、その業務の手直し及び改善を命ずることができるものとする。
- (2) 本業務を実施するに当たって本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、甲の決定により業務を遂行する。

10 その他

- (1) 本業務に関して乙が甲又は丙に損害を与えた場合は、乙はその生じた損害を速やかに賠償しなければならない。
- (2) あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合を除き、本業務の全部又は一部を他に委託してはならない。
- (3) 乙は、警送車両の警備員に対して安全運転教育を行わなければならない。
- (4) 乙は、運転員等の規律等に関して、一切の責任を負うものとする。
- (5) 乙は、本業務に従事している間に知り得た事実を他に漏らしてはならない。